

様式第1号（第6条関係）

高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

クラブNo. _____

住所 高槻市 _____

申請者 クラブ名 _____

会長名 _____

高槻市老人クラブ活動促進事業補助金の交付を受けたいので、高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 旅行（予定）日 令和 年 月 日

3 旅行交通手段 _____

4 旅行人数 _____ 人

5 添付書類

（1）日帰り旅行の計画書

（2）その他市長が必要と認める書類

様

高槻市長

印

高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった高槻市老人クラブ活動促進事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第9条第1項の規定により通知します。

なお、交付する補助金の額については、補助金実績報告書の提出後に補助金額確定通知書をもって確定します。

1 補助金の交付決定額

円

ただし、補助事業の内容が変更された場合において、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによります。

2 補助金の額の確定は、実績報告に基づき算出される額と、この通知書による補助金の交付決定額（交付要綱第11条第4項又は第12条第1項の規定により変更した場合は、変更後の額とする。）とのいずれか低い額をもって行います。

3 補助金の交付条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更（交付要綱第11条第1項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対し報告を求め、又は市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (5) 高槻市補助金交付規則及び交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第9条関係）

高槻市指令（ ）第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

印

高槻市老人クラブ活動促進事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった高槻市老人クラブ活動促進事業補助金については、次の理由により交付しないことに決定したので、高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

（交付しない理由）

様式第4号（第10条関係）

高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

クラブ No.

住 所

申請者 クラブ名

会長名

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて通知のあった高槻市老人クラブ活動促進事業補助金の交付決定について、高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により次のとおり申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

高槻市老人クラブ活動促進事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

クラブ No.

住 所

申請者 クラブ名

会長名

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のとおり変更をしたいので、高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

1 変更する内容

2 変更の理由

3 変更後の補助金の額

補助金交付決定額	円
補助金交付変更申請額	円
増 減 額	円

4 変更後の費用の配分

高槻市老人クラブ活動促進事業補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

クラブ No.

住 所

申請者 クラブ名

会長名

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のとおり 中止 廃止 をしたいので、高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により申請します。

1 中止・廃止の理由

2 中止の期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日まで

3 中止・廃止後の処理について

高槻市指令（ ）第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長 印

補助事業の変更等に伴う
高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更等を承認するとともに、令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて交付決定した高槻市老人クラブ活動促進事業補助金について、次のとおり 取消し 変更 したので、高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

1 取消し・変更の内容

変更前の補助金交付決定額	円
変更後の補助金交付決定額	円
変更による増減額	円

補助金の交付条件

2 その他

補助金の額の確定は、実績報告に基づき算出される額（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）と、この通知書による変更後の補助金の交付決定額とのいずれか低い額をもって行います。

補助金の交付条件は、令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号の高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付決定通知書に記載する交付条件と同じとします。

高槻市指令（ ）第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長 印

事情変更による
高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて交付決定した高槻市老人
クラブ活動促進事業補助金について、その後の事情変更により特別の必要が生じたため、

次のとおり 取消し 変更 したので、高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱第

12条第3項の規定により通知します。

1 取消し・変更の内容

変更前の補助金交付決定額	円
変更後の補助金交付決定額	円
変更による増減額	円

補助金の交付条件

2 取消し・変更の理由

3 その他

補助金の額の確定は、実績報告に基づき算出される額（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）と、この通知書による変更後の補助金の交付決定額とのいずれか低い額をもって行います。

補助金の交付条件は、令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号の高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付決定通知書に記載する交付条件と同じとします。

高槻市老人クラブ活動促進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

クラブNo. _____

住所 高槻市 _____

申請者 クラブ名 _____

会長名 _____

高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり報告します。

1 交付決定額 金 _____ 円

2 精算（実績）額 金 _____ 円

3 補助金請求予定額 金 _____ 円

4 旅行人数 _____ 人

5 添付書類

- （1）補助事業の収支決算書又はこれに相当する書類
- （2）参加者名簿
- （3）補助対象経費の支出を確認できる領収書の写し等
- （4）その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第17条関係）

高槻市指令（ ）第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

印

高槻市老人クラブ活動促進事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった高槻市老人クラブ活動促進事業補助金については、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるため、次のとおり交付すべき額を確定し、高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により通知します。

確定した補助金交付額

円

様式第11号（第19条関係）

高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付請求書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

クラブNo.

住所 高槻市

申請者

クラブ名

会長名

印

高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱第19条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

金

円

高槻市指令（ ）第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

印

高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて交付決定した高槻市老人クラブ活動促進事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、高槻市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱第20条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

取消前の補助金交付決定額 円

取消後の補助金交付決定額 円

取消しによる増減額 円

2 取消しの理由